

令和3年12月9日

陳 情 文 書 表

総務政策常任委員会

陳情番号	78	付議年月日	3 . 9 . 8
件名	日本と台湾が同盟を結ぶ必要があるとの意見書を国に提出することを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>〔陳情の要旨〕</p> <p>日本と台湾が同盟を結ぶ必要があるとの意見書を国に提出してもらいたい。</p> <p>〔陳情の理由〕</p> <p>現在の世界情勢はどうか。</p> <p>自由、人権、民主主義といった価値観を共有する国々と独裁主義、全体主義の中国共産党などが軍事力を背景にして弱い東南アジアの国々を強権、軍事力で抑圧し、侵略しようとしている。これが中国共産党独裁国家である。現在、台湾が危機にさらされている。</p> <p>台湾が中国に支配されたなら次は当然その先は日本である。</p> <p>現に中国は日本の領土である尖閣諸島に連日、軍船、軍艦による領海侵入をくりかえしており、占領、占拠しようとしている。台湾を防衛するということは、即、日本を防衛するという事である。中国共産党の脅威から日本を守る、自分達の子供、孫たちを守るために、日本は台湾と同盟を結ばなければならない、結ぶ必要が絶対にある。</p> <p>台湾有事は日本有事である。これが陳情の理由である。</p>			

陳情番号	86	付議年月日	3.10.14
件名	行政文書開示時の資料コピー代送付方法の改革・デジタル化について陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>神奈川県では県民が行政文書開示請求をした際、開示資料のコピー代を直接支払うことができない場合は「為替証書」か「現金書留」の利用が必要になる。「為替証書」を利用すると437円の手数料を取られ、「現金書留」の場合はさらに高くなる。</p> <p>他の自治体では手数料を取らず、電子決済を導入しているところもある。神奈川県も「行政改革」「デジタル化」を図るのであれば、行政文書開示の際のコピー代支払い方法を改め、電子決済などで手数料負担の掛からないように改善してもらいたい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>陳情者は2021年7月、神奈川県に対して情報開示請求を行った。陳情者は県庁所在地から遠隔の山北町在住のため、開示資料のコピー代30円を支払うために片道2時間程度かけて県庁に行くのは理にかなっていないと考え、県庁から送付された「行政文書の写し等の交付代金等送付方法のお知らせ」に従い、郵便局を訪れた。</p> <p>上記「お知らせ」には、コピー代を支払うには「現金書留」か「為替証書」を利用するように記されていたため、郵便局窓口でどちらが安く済むかを尋ねたところ「為替証書」だと告げられた。</p> <p>「為替証書」を利用するには437円の手数料を支払う必要があった。コピー代の10倍以上の手数料を支払ったが、後日開示された文書には期待された内容が記載されていなかった。</p> <p>このため、担当部署に問い合わせをした上で再度開示請求を行い資料を入手した。このときは横浜市内に別件の用事があったため、直接県庁を訪れて資料を受け取った。</p> <p>情報開示請求では期待された資料を得られるか分からない場合が多いにもかかわらず、その都度手数料の437円を支払わなければならないというのはおかしい仕組みだと思う。</p> <p>行政文書は国民共有の財産だ。県庁から遠隔地に住むなどの理由で直接コピー代を支払えない場合、ゆうちょ銀行に対して「高額」とも言える手数料を支払わなければならない開示方法では貴重な文書と県民との距離を遠ざけてしまいかねない。</p> <p>他の自治体では納入通知書を発行して手数料が掛からない納付方法をとったり、埼玉県では電子決済（ペイジー）を導入したりしている。</p> <p>神奈川県も「行政改革」や「デジタル化」に取り組むのであれば、早急に制度の見直しをしてもらいたい。</p>			

陳情番号	101	付議年月日	3. 12. 3
件名	「日台関係基本法」制定に関する意見書の提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>要旨</p> <p>以下の三点について、国に意見書の提出を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「日台関係基本法」を制定し、台湾との関係を強化すること。 2 台湾との同盟関係を念頭に、台湾が独立国家であることを承認し国交回復を図ること。 3 米国とも協力し台湾の国連への加盟など国際社会への復帰を後押しすること。 <p>理由</p> <p>日本にとって、最も身近な国の一つである台湾ですが、中国の習近平政権は、台湾を中国の「神聖な領土の一部」として、「一国二制度」を主張しています。しかし、民主主義国家である台湾は、共産国家の中国とは全く別の国家であることは明らかです。それにもかかわらず、日本は1972年、中国と国交回復する際に、台湾（中華民国）との国交を断絶しました。あれから49年、台湾は今、中国によって外交的孤立に追いやられています。</p> <p>アメリカは1979年の台湾との国交断交に際して、「台湾関係法」（国内法）を制定し、台湾との外交を行うための法的根拠を保持しています。一方、台湾との国交を結んでいない日本は、法的裏付けのない「非政府間の実務関係」を維持しているに過ぎず、対象となる分野は経済、社会、文化に限られており、安全保障は含まれていません。中国はバイデン政権の発足以降、急速に台湾への威圧的行動を進めており、今後の中国の出方を考えても、本来、日米台が連携して対応しなければならないはずで、中国の軍事的な海洋進出が進む中であって、もし台湾が中国に併合されることがあれば、次は沖縄にまで中国の軍事的な脅威が迫ることになります。日本と台湾は国防上も運命共同体の関係にあります。日本の経済発展には欠かせないシーレーンを中国の脅威から守る上でも、日本は日台関係に関する基本法を制定して政府間の関係を形成すべきです。その上で、将来的には台湾との同盟関係を結ぶ手助けをする必要があります。それがアジアの平和を守ることにもつながるものと考えます。台湾は、決して中国に吸収合併されるべきではなく、「信仰」に基づく人権と自由はまもられなければなりません。そして台湾の「自由・民主・信仰」の価値観が中国大陸まで広がることで、全世界の平和の安定につながっていくと信じるものです。「日台関係基本法」の制定は国の政策に属する問題ではありますが、県民の自由や平和を守るためにも、その実現を国に強く要望して頂きたいと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、意見書を可決し、政府へ提出して頂きますよう要望いたします。</p>			